

令和2年度第1回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和2年10月7日(水) 午後2時00分～午後5時15分

2 会議の場所 岡崎市役所西庁舎 7階 702会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第1号 公共空間等における屋外広告物の掲出手続きについて
- (2) 報告第1号 乙川河畔地区(菅生川橋梁～吹矢橋)景観計画素案について
- (3) 報告第2号 本宿地区景観計画素案について
- (4) 報告第3号 ふるさと景観資産の選定の解除について(つぶらじい林)

4 会議に出席した委員(10名)

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	堀越 哲美
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	河内 利弘
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	小早川 隆恵

5 事務局

都市整備部まちづくりデザイン課	課長	市川 正史
都市整備部まちづくりデザイン課	副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課	屋外広告物係係長	森田 菊雄
都市整備部まちづくりデザイン課	屋外広告物係主事	鈴木 円
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係係長	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係技師	酒井 迅
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主事	神尾 実沙
都市整備部公園緑地課	計画係係長	河合 寿八
都市整備部公園緑地課	計画係主査	森田 秀樹

6 会長の互選・副会長及び議事録署名者の指名

天野委員の瀬口委員を推薦する発言により、満場一致で瀬口委員が会長となった。

瀬口会長が議長として、副会長に堀越委員を、議事録署名者に島津委員及び後藤委員を指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

8 諮問第1号 公共空間等における屋外広告物の掲出手続きについて（説明）

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（鈴木主事）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

屋外広告物は経済至上社会の悪しき風習とも言える。どんなに優れたデザインであっても、そもそも公共空間へ広告を掲出して良いのか、それにより広告収入を得るという考え方で良いのかという思いがある。

事務局

令和2年3月の条例改正により、公共空間等における屋外広告物の掲出は可能となっており、本日はその手続きについての諮問。設置主体は都市再生推進法人としている。また、全ての広告物が掲出できるわけではなく、「岡崎市広告掲載要綱」で掲出できない広告物について規定があり、デザインについても本審議会に諮る仕組みを作ることによって一定の歯止めがきくようにする。これから試行錯誤を繰り返していく中でより良いものにしていきたい。

広告収入に関しては、財政状況が厳しい行政やまちづくりに関与する団体にとって、財源確保の一つの手段として考えられる。

天野委員

広告物の掲出後、その場の雰囲気にとぐわぬ等の判断はどうするのか。また、その場に合わないという判断になった場合、是正指導や掲出取消などができるのか、その手続はどのようにするのか。

事務局

今のところは、「岡崎市公共空間等における屋外広告物の活用に関する取扱要綱（案）」に、デザインがとぐわぬ場合の掲出後の許可取消などについての規定はない。もともと、線路沿いや公園・橋梁は禁止地域や禁止物件などにあたり、広告物は掲出できないというのが大前提。掲出する場合に、審議会に諮り、デザイン等について精査したうえで掲出していくというイメージ。

天野

説明資料 1 ページ 右下フロー図にある「是正や掲出取止め」の手続きは、現状はないということではなかったか。

事務局

そのとおり。

中根委員

許可期間は設定しているのか。

事務局

許可期間は、屋外広告物条例の定めにより、簡易広告物は 3 か月、その他の自家用広告物等は 3 年としている。許可更新のタイミングで、広告物の見直しができると考えている。

中根委員

3 か月は短いし、3 年は長いのではないか。

瀬口会長

説明資料 1 ページ 設置基準に表示期間が 3 年という記述はない。今回は、表示期間 3 か月の広告物に関する諮問ということか。

事務局

広告物の表示期間に関しては、岡崎市屋外広告物条例で規定されており、公共空間以外に掲出する他の広告物と同じである。今回の諮問は、表示期間に関する内容ではなく、公共空間等への掲出手続き（デザイン等を本審議会に諮る仕組み）についての内容。

中根委員

すでに期間が定められているのであれば、許可取消ができるかどうか検討していくことになるのでは。

堀越委員

説明資料 3 ページ 第 3 条第 1 項について、「ただし、市長が特に認めた場合については、図書の提出及び事前協議を省略することができる。」とあるが、どういう場合を想定しているのか。

事務局

軽微な変更の場合や、許可更新の申請で、もともと許可申請の時にデザインを複数提出している場合などを想定している。しかし、基本的には全て図書を揃えて提出してもらうことを考えている。

堀越委員

第3条第2項の規定に該当する場合を想定しているということでしょうか。

事務局

そのとおり。

瀬口会長

説明資料1ページ 右下フロー図には「事前協議」ではなく「事前相談」とあるので、適切な言葉に修正すること。

事務局

承知した。

河内委員

説明資料1ページ 右下フロー図について、完了の確認は完了届のみか、それとも現地立会いをするのか。公共空間に掲出するものならば、現地に行って完了検査をすべきではないか。極端に言えば、申請さえ通れば良いという考えが生まれ、現場では申請内容と異なるものが掲出されてしまう可能性もある。

事務局

現在公共空間以外へ掲出する場合は、現地での検査はしていない。公共空間へ掲出する場合も、公共施設等の管理者が間に入るため、申請内容と異なるものが掲出されることは想定していなかった。また、屋外広告物条例第21条には、虚偽の申請をした場合は許可の取消しをする旨の規定がある。

河内委員

虚偽の申請は取消しができるとしても、その他のケース（現地で見たらその場の景観と調和していない場合等）の許可取り消しについて規定がないとのことだった。公共空間へ掲出するのであれば、現地に行って景観上問題ないかきちんと確認すべき。

瀬口会長

公共空間への広告物の掲出は年間何件を想定しているのか。現地確認できる件数であれば、フローに加えること。

事務局

年間 10 件程度と想定されるため、現地確認の手続を加える。

柴田委員

広告物を掲出する事業主は具体的に誰を想定しているか。

事務局

桜城橋であれば、維持管理を担う三菱地所株式会社、株式会社三河家守舎、サンモク工業株式会社、株式会社オープン・エー共同企業体である。

JR 岡崎駅のペDESTリアンデッキであれば、地域のまちづくり団体やペDESTリアンデッキと接続している岡崎市シビックコア地区交流拠点のララチャンス OKAZAKI 迎賓館など。

柴田委員

JR 岡崎駅のペDESTリアンデッキの場合、自家用広告物の掲出は想定していないということで良いか。桜城橋も自家用広告物はないのか。

事務局

ペDESTリアンデッキの場合はそのように考えている。

桜城橋の場合は、事業主が認めた出店者の広告物は自家用広告物にあたるので掲出される。

瀬口会長

桜城橋の出店者が広告物を掲出すると、事業主に広告料を払うことになると思うが、広告料の設定は事業主が行うのか。広告料収入は桜城橋の維持管理に充てるということでよいのか。

事務局

そのとおり。岡崎市屋外広告物条例第 11 条第 8 項の設置基準にそのような規定がある。他の公共空間における占用料とは異なる仕組みとなっている。

瀬口会長

桜城橋に掲出できる期間は。

事務局

簡易広告物であれば 3 か月、それ以外の自家用広告物などは 3 年。

天野委員

立看板やのぼりのようなものも屋外広告物に該当するか。

事務局

屋外に掲出する広告物はすべて該当する。掲出期間は、広告物の内容による。

天野委員

一般的に、季節ごとに出されるような短期間の立看板やのぼり旗はよくあるものだと思う。規制が強すぎると違反が増えたり、申請内容の確認が増えたりするような問題が出てくるのでは。ある程度柔軟な部分を残した運用の方が、現実に即した制度になると思われる。

事務局

基本的にはあまり細かい広告物は掲出しない方向で考えているが、例えばメニューボードが屋外に掲出される場合、メニューボード自体のデザインを審議会に諮り、具体的なメニューの中身は軽微な変更とする、といった方法が考えられる。

瀬口会長

桜城橋の場合、ほとんどの広告物は屋外に掲出される。エリア内のルールがあると出店者はわかりやすい。例えば、立看板やのぼり旗は、店舗の敷地から何メートルまでは出てよいなど、最初から許可の範囲を出店者に提示しておくべき。

ペDESTリアンデッキの場合、表示期間の3か月毎に審議会を開催するのか、それとも年度はじめに年間のデザインを全て提出してもらうか。3か月ではなく半年あるいは1年続けて掲出したい場合は、どのようにするのかなど検討する必要がある。

柴田委員

屋外広告物の許可申請はどのような扱いになるのか。申請者は誰か。広告料を払うのは出店者か、維持管理する事業主か。

事務局

事業主がまとめて許可申請し、許可手数料を支払う。そのため出店者は、許可手数料を含んだ広告料を事業主に支払うことになると思われる。

瀬口会長

個人的な意見だが、桜城橋の出店イメージ図で原色を使用しているのはいかがなものか。原色を避け、使用できる色の幅を指定してほしい。あらかじめ提示した方がまちに統一感が出るし、出店者にも理解されやすい。

事務局

あくまで資料はイメージ図として作成したもの。実際掲出するものは審議会に諮り、デザ

インへの意見聴取を行っていく。また、桜城橋は景観重要公共施設に位置付けてあり、整備や占有に関する事項について規定があるため、一定の景観コントロールはできるものと考えている。さらに、公共空間に広告物を掲出できるのは市が指定する都市再生推進法人であり、公共施設の管理等に関して協定を結ぶことになる。屋外広告物条例以外にも、こうした協定等の中で今後協議の場を設けながらより良いまちづくりをしていきたい。

島津委員

広告料収入はどれくらい見込んでいるのか。

事務局

今は制度を作ったばかりで事例がなく、収入の見込みとする根拠がない。もともと岡崎市屋外広告物条例で定めている広告物の手数料は安いですが、公共空間へ掲出する場合は事業主が広告料を設定できる。広告料は、今後市場をみながら設定することになると思うが、本来は禁止地域である公共空間への掲出ということで、少し高めに設定した方が本来の趣旨に合っているかと思う。

瀬口会長

桜城橋は、自家用広告物しか掲出できないのか。広告料収入のために自家用広告物以外の広告物を掲出することも可能なのか。

事務局

本日説明した手続きで審議会に諮れば、自家用広告物以外も掲出可能である。

景観上の懸念については、QURUWA 戦略で統制をとっていきながら、必要があれば景観審議会に諮っていくことで解決していきたい。

瀬口会長

今後景観上の問題が起きた場合の対応について、あらかじめ検討しておくこと。

今回の諮問に対する答申は、公共空間における民間広告の掲出手続きに、市による検査の過程を入れる条件付きとしたい。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、条件付きで原案を了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

9 報告第1号 乙川河畔地区（菅生川橋梁～吹矢橋）景観計画素案について

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（成瀬係長）から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

説明資料 4 ページの内容は、乙川河畔地区のまちづくりの方向にはそぐわないので資料として不要だったと思う。

今後のまちづくりには、アフターコロナやウィズコロナの配慮が反映されていくべきではないか。

景観は、重点地区や促進地区などのように区域ごとにランク付けしていくより、市全域で質を高めていくような取り組みをすべき。

事務局

理想的には全市で取り組むべきだが、その場に応じたきめ細やかな景観の読み解きを全市を対象に示し、対応するのは現実的に難しい。景観の価値にランクを付けるという意味ではなく、優先して対応すべき順位は必要だと考える。地域ごとに配慮すべき項目を示すことで、事業者にもわかりやすくきめ細やかな指導が可能になると考える。

横山委員

あえて重点地区、促進地区、一般地区という表現をしなければならないか。

事務局

景観まちづくりは最終的に地元住民が担っていくものであり、地元の熟度に応じて促進、重点という地区に指定していく。行政は、重点地区に指定すると重点的に支援をしていくという制度になっている。QURUWA エリアの乙川沿い及び中央緑道は、大規模な公共投資をきっかけに、総代をはじめとして地元のまちづくりの機運が高まっており、エリアの価値が上がっている。今後民間企業などが次々と参画していく中で、あらかじめ景観の将来像や方針、基準を示すことは必要だと考える。

また、アフターコロナの観点では、「民間空地も含め公共空間を高質化し、多様な人が行き来する空間を創出し、居心地が良く歩いて楽しいまち」という大きな方針のもと、様々な法制度を駆使する中の一つとして、例えば景観資源である乙川に背を向けた建築物の設計などがされないよう、景観の方向性を示していくという目的がある。

堀越委員

説明資料 9 ページ 景観配慮指針について、屋根の形状や素材など、細かなところまで決めすぎているのではないか。

事務局

建築物等の設計の幅を狭めてしまう可能性はたしかにある。景観審議会委員の意見を伺いたい。

河内委員

富山市では、屋根の形状は三角屋根としていた。これは立山連峰の形状を意識している。岡崎市の場合はシンボルとなる岡崎城を意識するのか、それともまちなみのスカイラインを揃えることが目的なのかで記載する内容は変わってくる。

堀越委員

従来の建築物が壊せない場合に対応できる配慮が欲しい。そもそも、景観形成重点地区指定によって対話型の協議を行うことが目的であれば、あらかじめ細かい内容まで決めつけなくてもよいのでは。

事務局

乙川河畔地区全体としては、幅を持たせるような定性的・抽象的な表現にして、例えば、満性寺や菅生神社の近くでは歴史的建造物に配慮するなど、その場に応じた協議ができるような記載にする。

小早川委員

説明資料5ページ 対象地区について、乙川全体となると範囲が広いが、今回は QURUWA エリアの乙川の範囲（菅生川橋梁～吹矢橋）を景観形成重点地区に指定するという理解でよいか。

事務局

そのとおり。今後、QURUWA エリアの中央緑道なども景観形成重点地区指定を検討している。また、今回の乙川河畔地区及び中央緑道は、昨年度、景観重要公共施設に位置付けており、行政も景観に配慮した整備をすることになっている。

後藤委員

コンベンション施設整備事業について、景観への配慮は考えられているのか。

事務局

「岡崎市 QURUWA プロジェクト（コンベンション施設整備事業等）事業者選定審査委員会」が組織され、優先交渉権者選定の段階で景観への配慮が審査されている。

後藤委員

乙川沿いはこれからどんどん建物が建っていく。早めに条例や景観計画などで景観が乱されないよう守っていくべき。ちなみに、中央緑道などの行政の整備はどこまで計画が決まっているのか。

事務局

行政計画として、ある程度は計画が決まっている。直近では、中央緑道の整備が年内に完了予定。桜城橋やコンベンション事業はまだ事業者と協議をしている段階。景観計画では、全市の景観形成の方針を示しており、これらの事業にも基本的な考え方が取り入れられていく。今回の議題内容は、これらの公共事業と並行して、民間に対して早急に景観コントロールが必要となる地区にルール作りをしていきたいというもの。

河内委員

対象地区で建築物及び工作物の建築行為等をする場合、すべての行為に対しては景観配慮指針が設けられるが、景観形成基準は大規模な建築物や工作物にしか該当しないということか。

事務局

そのとおり。

瀬口会長

景観形成基準ではなく景観配慮指針（景観協議）で色彩をコントロールするのはとても難しいように思う。

事務局

現状では、景観配慮指針はお願い、景観形成基準はネガティブチェックのような設計。今後、地元の合意形成に入っていく中で、どこまでルールを厳しくするのか議論していきたい。

中根委員

「地元」は誰を想定しているのか。景観協議の対象者なのか、届出の対象者なのか。

事務局

地権者、土地所有者、事業者、住民等を含めた全ての方を想定している。まず、説明資料7ページで示す地区(3)から話をしていく。

瀬口会長

地区ごとに合意形成をしていくと、ルールが少しずつ変わってしまう可能性があるのではないか。また、地区(3)から話をするという考え方で本当によいのか。岡崎のシンボルである岡崎城の近くから始めるという考え方もあるのでは。

事務局

これだけの範囲を一つのルールにするのは難しい。最終的に菅生川橋梁～吹矢橋までの範囲を景観形成重点地区に指定するが、まずは地区(3)を指定し、その後地区(1)、(2)、(4)、(5)と拡充していくイメージ。地区(3)は、地権者が比較的少ないこともあり、最初に指定していく予定。今後の景観形成の方向や景観形成重点地区指定に伴い必要となる手続き（景観協議及び届出）について地元の説明をして、合意形成をしていく。また、エリアごとに地区特性が異なることも承知しており、きめ細やかな制度設計の在り方については引き続き検討する。

河内委員

今回の内容は、これから条例化するのか。

事務局

岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例には、すでに景観形成重点地区に関する規定があり、内容は岡崎市景観計画に記載することとなっている。

河内委員

景観計画への位置付けだけでは、事業者などは気づかない場合がある。実務者としては景観計画よりも条例を目にする機会が多いので、条例の中に記載した方がよいのでは。

事務局

制度上、景観形成基準等は景観計画に記載することで効力が発生する。

瀬口会長

個人的には、景観形成重点地区に指定すると一般地区よりかはルールが守られると思う。

議長が報告第1号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 報告第2号 本宿地区景観計画素案について

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（神尾主事）から説明した。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

説明資料4ページについて、歴史的建築物の例として挙げられているものの基準は？

事務局

本宿地区の雰囲気を感じられる建築物を掲載した。

横山委員

「歴史的建築物」よりも、補足説明のように「本宿の雰囲気を感じられる」のような表現の方がよい。

河内委員

本宿地区において、行政サイドからはまちなみを作る施策があるのか。例えば、旧道を一方通行化や、歩行者をもてなすベンチやトイレの設置、ポケットパークの整備など。

事務局

岡崎市歴史的風致維持向上計画に基づき、旧本宿村役場の復原を行っているほか、道路整備を行うことは可能。また、重点地区の指定に伴い、景観配慮指針に沿った建築行為等に対して費用の一部を助成する制度や景観まちづくり協議会の活動費の助成などの制度があり、まちなみづくりを支援していく。

瀬口会長

説明資料3ページ 景観配慮指針について、「勾配屋根」とした理由は。

事務局

旧道沿いの景観をイメージしている。これから地元住民に説明していく中で、屋根の形状まで記載するのが議論していきたい。

横山委員

旧道沿いに合う日本的な美しさを追求するのなら、「勾配屋根」というよりも「軒」があることが重要。

瀬口会長

昨年度のワークショップで一里塚を大切にしたいという意見も出ている。その敷地は民地だが既に建築物が取り壊され、更地なので市が土地を買って、ポケットパーク整備などをしてくれることを望む。歴史上の正しい位置は調査して確認しないと分からないが、地元がわざわざ建てた碑があるので住民には喜ばれると思う。

議長が報告第2号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

11 報告第3号 ふるさと景観資産の選定の解除について（つづらじい林）

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（河合係長）から説明した。そして次の趣旨の発言がなされた。

瀬口会長

所有者に保全の検討を促すなど、担当者にはいろいろ努めてもらったようだが、安全上の理由から保全の意思がないとのことで解除となった。

議長が報告第3号に関する議論の終結を宣言し、報告が終了した。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和2年度第1回岡崎市景観審議会を閉会した。